

「自転車の運転者としての義務と責任②を知ろう！」

1. 事故を起こしてしまったときは？

万が一、自分が事故を起こしてしまったらどうすればいいのでしょうか。自転車の運転者として、次の行動をしましょう。

①けが人の救護

けがをした人がいたら、きれいなハンカチで止血をするなどの応急手当を行います。周りの人に助けをもらいながら、安全な場所で手当をして、救急車を呼びましょう。

②道路における危険防止措置

道路に倒れた自転車を起こしたり、広がったものを片付けたり、必要に応じて移動したりするなどして、事故(二次被害)が起こらないようにしましょう。

③警察官への通報

交通事故は、必ず警察に知らせなければいけません。事故を起こした場所、時間など落ち着いて警察官に伝えましょう。

《他府県での事故事例》 ～こんな悲しい事故が起きています～

午後8時頃、交差点にて自転車を運転する高校生が、右方向から飛び出し、オートバイを運転する男性(Aさん)と接触した。飛び出してきた自転車を避けようとしてオートバイは転倒。高校生は、Aさんにけがをさせたにもかかわらず、救護措置などをとらずに逃走した。Aさんは胸などを打ち病院に搬送されたが、約1時間後に亡くなった。高校生は、「重過失致死」と「道交法違反(ひき逃げ)」の疑いで逮捕された。本人は、「事故を起こしたことは分かっていたが、怖くなって逃げた。」と供述している。(2015年12月)

最近、自転車が歩行者などと事故を起こし加害者になるケースがありますが、バイクのような比較的大きい乗り物に対して加害者になることもあります。

自転車に乗る人は、車道に飛び出さないことはもちろんですが、万一相手に障害を負わせたら、逃げたりしないで、救急車を呼ぶなどの措置をとりましょう。



2. 万が一に備えて保険に入ろう

自動車には、絶対に入らなければいけない「強制保険」と、個人の意思で入る「任意保険」がありますが、自転車には、「任意保険」しかありません。そのため、事故にあったり、事故を起こしたりしたときの備えとして、自分から保険に加入しておくことが大切です。

保険の種類	対象	事故の相手		自分	備考
		死亡・負傷	物(財産)	死亡・負傷	
TSマーク付帯保険		○	×	○	自転車安全整備店でTSマークがはられた自転車(1年間有効)
個人賠償責任保険		○	○	×	損害保険会社での取扱い
傷害保険		×	×	○	

※TS マーク付帯保険とは…

自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で（下記参照）点検・整備（有料）をし、かつ TS マークの貼付を依頼した場合に、普通自転車に貼られるもので、「道路交通法令等の基準に適合する安全な自転車」と認められた印です。

この TS マークには、「傷害補償」と「賠償責任補償」が付いており、有効期間は点検・整備をした日から 1 年間です。そのため、ぜひ年 1 回の点検・整備を自転車安全整備店で受けて TS マークを更新しましょう。

種類	傷害補償		賠償責任補償
	死亡・重度障害	入院（15 日以上）	死亡・重度障害
赤色 TS マーク 	100 万円	10 万円	5,000 万円 (限度額)
青色 TS マーク 	30 万円	1 万円	1,000 万円 (限度額)

※別途、赤色 TS マーク（平成 26 年 10 月 1 日以降に点検・整備して貼付されたもの）が貼付されている自転車搭乗中の人（加害者）が、第三者（被害者）に傷害（入院加療 15 日以上）を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、被害者見舞金として 10 万円が一律に支払われます。

※滋賀県内の自転車安全整備店では、赤色 TS マークを取り扱っています。

※自転車安全整備店の一覧は「公益財団法人 日本交通管理技術協会」のホームページ (<http://www.tmt.or.jp/index.html>) を参照ください。